



# 都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部  
2020年1.2月号

## 雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援
- ◆費用:無料
- ◆問い合わせは各支部へ！

## 問い合わせ

〒111-0024  
台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内  
Mail:moyu.k@blttokyo.net  
TEL 03-3874-7311  
担当:岸本

## 青年部通信バックナンバー

過去の青年部通信は都連のHPで見ることができます！  
QRコードを読み取って都連HPにアクセスしてください！！  
青年部だけでなく他の活動記事も見ることが出来ます！



## 都連青年部で

### LINE@を始めました～

まだまだ試行錯誤中ですが多くの青年とつながれるツールにしていきたいと思っております！

ライン@のQRコード読み取って登録をお願いします！！



## これまでの取り組み

- ◆12月12日(木)『狭山青年共闘会議 代表者会議』SK
- ◆12月13日(金)『青年部会議』東京解放会館2階
- ◆12月21日(土)『反差別・人権青年交流会 第7回学習交流会』(2P)
- ◆1月9日(木)『青年部会議』日暮里ホテルラングウッド
- ◆1月28日(火)『狭山青年共闘会議 代表者会議』中央本部
- ◆1月31日(金)『中央青年運動部会議』京都府部落解放センター
- ◆2月4日(火)『青年部学習交流会』東京解放会館2階(3P)

## — 今後の予定 —

**都連青年部学習交流会** 3月13日(金)18:00 東京解放会館3階  
3月学習テーマは『川崎市人権条例』についてです！！

**都連青年部大会&間取り活動** 4月19日(日) 東京解放会館3階  
青年部大会 11:00～ / 間取り活動 14:00～  
大会では、2019年活動報告と2020年活動方針の確認をします😊  
間取りは、都連の前委員長の長谷川三郎さんにお話しいただきます！

**フクシマ連帯キャラバン行動** 3月14日(土)～20日(金)

福島～茨木～東京でフィールドワーク、要請行動、学習をします。  
2月25日(火)16:00～連合会館で事前学習があります！！

\*詳細は4Pをご確認ください。

## 狭山事件の再審を求める東京集会

1963年5月1日、埼玉県狭山市で発生した狭山事件(女子高校生誘拐殺害事件)は、事件発生から56年が経過し、不当逮捕当時24歳であった石川一雄さんは、現在81歳になってしまいました。しかし、事件発生から半世紀以上が経過した現在も、石川さんは全国を駆け回り、裁判のやり直しを訴え、無実を叫び続けています。

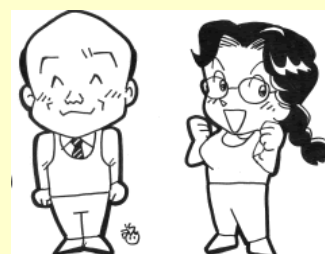
2006年の第三次請求からでも224点もの石川さんの無実を証明する新証拠を裁判所に提出しています。

「事実調べさえすれば無実ということが分かってもらえます。1日も早く裁判をやり直してほしい」と石川さんは訴えています。

東京集会では、狭山青年共闘会議が活動報告とショートシユプレヒコールを行ないます。

元気な青年の声を  
裁判所に届けましょう！！

2月21日(金)18:30～  
台東区民会館9階ホール



# 反差別人権青年交流会 第7回学習交流会

## 「入管法」の改定と移住者の現状と課題

### ～特に特定技能制度の問題点と運動の課題～

講師：NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事 鳥井一平さん

反差別人権青年交流会は被差別当事者はじめ、様々な立場の比較的若い年代層が集まり「反差別・人権確立」を考え、社会変革をめざすネットワーク確立の為、学習・交流を深めてきました。

少子高齢化、オリ・パラ、復興事業などから国内の労働者不足が懸念されるなか、2018年秋の臨時国会から外国人労働者の受け入れ議論が始まり、労働力としての視点だけで、まともな論議もされないまま、2019年4月、改正入管法等が成立し、「特定技能1号・2号」が創設され、入管局が入管庁に昇格しました。世界からの観光客、労働者が増加する一方でヘイトスピーチ、排外主義が深刻化しています。移民労働者の力に頼らなければならない日本だからこそ、「使い捨て労働者」ではなく、同僚、隣人であり社会の担い手としての真っ当な移民政策が求められます。

### ..... 日本における移民労働者 受入政策の返還 .....

#### ▼前史（1980年以前） オールドカマー

植民地主義（大東亜共栄圏政策）による労働力調達のため、中国、朝鮮、韓国から強制連行。

⇒「第三人」としての処遇に反省無きまま外国人としての管理・監視政策が現在にまで引き継がれている。

#### ▼ニューカマー

①オーバーステイ容認政策（1980年～1990年代後半） バブル経済が入管体制を実質的に「粉砕」。

⇒30万人を越すオーバーステイ労働者（1993年）の存在。日本の産業を下支えしてきた。

②日系ビザの創設（1990年～）

⇒「（日系労働者に）帰ってきてもらう」→「来てみたら外国人だった」

③外国人技能実習制度（2010年～）

※2009年入管法改正 2012年外国人登録法廃止 ⇒ 外国籍住民票

### ..... 1993年3月8日、「外国人春闘」のスタート .....

オーバーステイ労働者に頼らなければならない中小零細企業の工場や建設現場などの経済要請から入管局も30万人を越えたオーバーステイ労働者を黙認していました。

そして、全統一労働組合の事務所に『外国人労働者分会』が誕生、20名からスタートしました。労働者の権利拡大、人権意識の昂揚など、この社会への今日までの貢献の足がかりをつくってきました。現在は40ヶ国、3000名を越える仲間がいます。労災、賃金未払い、解雇、倒産、税金など労働問題など、100の相談に100の物語があります。

### ..... 人身売買・奴隷労働といわれる外国人技能実習制 .....

「技能実習制度」は日本の技術を開発途上地域へ移転して経済発展してもらうことが目的とされていて、労働力の需給の調整の手段にはいけません。また、単純労働も認められていません。しかし実態は、セクハラやパワハラは当たり前、休日もなく長時間労働で時給が300円などの実態があります。「保証金」制度で強制帰国になると保証金が没収されるため被害を訴えることもできません。

こうした問題に対処することなく更に問題点の多い「特定技能1号、2号」が創設されました。特定産業分野に指定された14業種は単純作業も含まれ1号は最長5年と滞在期間に制限をつけ、家族滞在も認めていません。人として認めない、ただの使い捨て労働力確保のための制度です。

### ..... 他民族・多文化共生社会にむけて必要なこと .....

【職場・地域で求められること】

①言語、宗教、文化の違いや認識差を前提にした労働者政策、移民政策

②労働者の権利 ③移動の自由＝辞める権利 ④市民の権利

⑤地域の一員としての生活 ⑥教育、医療、社会福祉、社会参加など

移住労働者とその家族の生活と権利

【日本人と外国人に二分化させない】

「不法就労は犯罪の温床」や「外国人犯罪キャンペーン」

「雇用競合論」は全く事実でありません



# 都営住宅の使用承継制度について

## ～都連青年部2月学習交流会より～

2月4日に都連青年部学習交流会にて、「都住アンケート2019各支部に寄せられた相談からみえた現状と課題」をテーマとして講演を行ないました。ここではその一部を掲載します。

都住アンケートは都連の都営住宅入居者に対して行なったもので、このアンケートからは生活困窮度が高いことや高齢化によって非正規労働、病気、死亡などの問題が起きていることが現状として分かりました。

アンケートの項目のうち、支部に寄せられた相談で多く見られたのは、都営住宅の使用承継についてでした。名義人である親が亡くなり残された子は60歳未満のために使用承継ができないなどの相談が多く見られました。

使用承継の条件としては以下の通りです。

- ・承継は原則「名義人の配偶者のみ」
- ・例外（実際に使用承継の事由が発生した時点で判断）として「高齢者、障がい者、病弱者」かつ「名義人の三親等親族まで(親、子、祖父母、孫、兄弟 姉妹、叔父・叔母、甥・姪)」

高齢者	承継しようとする方が、60歳以上であること。同居者の年齢は問わない。 (ただし、同居者に18歳以上60歳未満の方がいる場合は、その世帯の収入が入居基準以下であるとき)
障がい者	承継しようとする方又は同居者が以下のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛の手帳1度から4度</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級から3級</li> <li>・身体障害者手帳1級から3級</li> </ul> 所得税法に定める特別障がい者で上記に該当しない場合
病弱者	承継しようとする方又は同居者に、疾病により当該都営住宅に継続して居住しなければ生活の維持が困難であると認められる方がいるとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者、原爆被爆者、公害病認定患者</li> <li>・都立病院、東京都保健医療公社病院の医師の診断書を踏まえ、住環境の病状への影響状況に基づき、居住の継続が必要と判断される場合等</li> </ul>

使用承継ができない場合どのような問題があるのかというと

・名義人の死亡または転出の日から6ヶ月の猶予期間の間に退去しなくてはならず、猶予期間を過ぎても退去しない場合は翌月から近傍同種の住宅の家賃相当額が請求され、最終的には訴訟を起こされる。

・一般の住宅に移り住むのは難しく、生活がこれまで以上に困窮する可能性がある。

などの問題が考えられます。

とれる対応としては、生活程度を極力落とさないような住宅探しの支援や、改めて都住の抽選を受けるなどが考えられますが、ケースによって様々な事情があることもあり、当事者に寄り添った対応をしていくことが重要です。

現状この問題に対しては、最も解決が困難であり今後現実的に増加していく大きな課題の一つであると考えられます。



# 2020フクシマ連帯キャラバン行動

## ～福島原発事故を風化させない！脱原発社会の実現をめざして～

3/14～21に、2020フクシマ連帯キャラバンが原水禁主催で開催されます。

東日本大震災、福島原発事故から9年が経過しようとしています。国は、原発事故という事実を風化させ、原発を再稼働することに躍起になってきました。しかし、日本の原発は、福島原発事故以降21基もの原発が廃炉となり「廃炉の時代」を迎えています。原子力政策は完全に行き詰まり、今後、様々な面で大きな問題を抱えることは明らかです。

そして、たまり続ける汚染水や支援を打ち切られ生活に困窮する避難者、そして福島の子どもの健康問題など、時間が経てば経つほど、私たちに突きつけられる現実の深刻さを増してきています。

「脱原発」の声をより大きな流れにしていくためには、未来を担う私たち青年の役割が重要です。

### ～フクシマ連帯キャラバンとは～

- (1) 「事故当時、福島でどのようなことが起こったのか」「福島で暮らす人、働く人はどのような思いなのか」「原発はなぜ危険なのか」などを学び、地元福島の間と交流しながら原子力政策のあり方について考える。
- (2) 街頭宣伝行動をとって、原発の危険性を伝えるとともに、原発立地地域で暮らす人たちの声を集める。
- (3) 自治体や関連省庁などへの要請行動をとって、脱原発の声を政治・行政の場へ届ける。
- (4) 様々な職場で働く青年が集まる機会であることから、職場実態の交流や意見交換をとって、産別・単組・職場での労働運動前進につなげる。

これらを開催の趣旨として、脱原発社会の実現、福島原発事故を風化させず、被災者と連帯していくことを目的に、2014年から始まった活動です。労働組合を中心に多くの団体青年が集まり、フィールドワークや街宣活動、行政要請などを行っています。部落解放同盟は、2018年から参加し、都連青年部は継続し参加しています。

### ～ 昨年の様子 ～

昨年は、10団体・41名が参加しました。キャラバン隊本体だけでなく、携わった人を含めると100名近くになりました。都連青年部からは、4名が参加し、現地の実状を知り、交流を深めました。

都連青年部は、今年も参加します！フクシマ連帯キャラバン行動を通じて、組織の枠をこえた青年の繋がりを広げ、大きなうねりを作っていきたいと思います！

